



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 7 年 12 月

年末年始休業のお知らせ

初冬の候、顧問先様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、誠に勝手ながら 12 月 27 日（土）から 1 月 4 日（日）まで年末年始休業とさせていただきます。給与計算の日程等、ご迷惑をおかけいたしますが、弊所担当職員と協議頂き、事前の調整を頂けますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

【今年 11 月 20 日施行】通勤手当の非課税限度額が引き上げられました！

- ガソリン価格高騰や物価上昇を踏まえ、自動車・自転車など交通用具で通勤する人の負担軽減を目的に 11 年ぶりに見直しされることとなりました。顧問先様の多くの事業主様が、通勤手当の金額設定について非課税限度額で支給していることが多いため、金額の見直しの際にはご確認をお願い致します。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和 7 年 4 月 1 日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円 31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円 28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円 24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円 18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円 12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円 7,100円
	通勤距離が片道 2 km以上10km未満である場合	4,200円 同左
	通勤距離が片道 2 km未満である場合	(全額課税) 同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左

引用元：国税庁 HP「通勤手当の非課税限度額の改正について」

農林水産業も労災保険加入の義務へ

厚生労働省は本年 11 月 20 日、現在労災保険の加入が任意となっている**農林水産業の小規模事業者（個人事業）**について、**加入義務化の方針**を決めました。来年の通常国会で労災保険法の改正がなされる見込みです。義務化されると最大約 16 万の事業者が新たに労災保険に入る見通しとなっており、大きな改正がなされることとなります。

現行の労災保険法の農林水産業の適用について

- **労災保険の基本原則** → 労働者を使用するすべての事業に適用されるのが原則です。事業主が負担する保険料によって運営され、業務災害や通勤災害への給付が賄われます。
- **農林水産業の特例（暫定任意適用事業）** → 現行制度では、農林水産業のうち「個人経営で常時使用する労働者が5人未満の事業」は暫定的に任意適用とされています。林業についてはさらに例外があり、「常時使用せず年間延べ300人未満の使用」まで任意適用となります。
- **法人経営体は強制適用** → 農業法人や漁業協同組合など、法人形態で労働者を雇用している場合はすでに労災保険が強制適用されています。

【助成金】人材開発支援助成金（人材育成支援コース）について

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

・ 対象となる訓練の種類

1. 人材育成訓練

10 時間以上の OFF-JT（職場外研修）による訓練。

2. 認定実習併用職業訓練

新卒者などを対象に、OJT（職場内訓練）と OFF-JT を組み合わせた訓練。

3. 有期実習型訓練

有期契約労働者を正社員化することを目的とした OJT+OFF-JT の訓練。

・ 申請の流れ

1. **訓練計画の策定・提出（開始 30 日前まで）** → 事前に計画が必要ですのでご注意ください。
2. 訓練実施 → 経費支払い後、終了日の翌日から 2 か月以内に支給申請

□ 助成率・助成額について

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 ^(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合 ^(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合 ^(注2)
①人材育成 訓練	正規雇用 労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	-	-
	有期契約 労働者等	70%	+15%				
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (3万円)
③有期実習型訓練 ^(注3)		75%	+25%	10万円 (9万円)	+3万円 (3万円)		

- ◆ 前年より、助成金申請業務全般に関しましては案件ごとに業務委託契約を締結させていただいております。
- ◆ 申請の提出代行業務につきまして、ご依頼の集中・逼迫によりお受けできない場合がございますので予めご了承ください。